

「(仮称) 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(素案)の概要について

1. 条例制定理由

平成27年4月からの実施を目指している、子ども・子育て支援新制度へ向けた児童福祉法の改正により、市町村は条例で家庭的保育事業等(①家庭的保育事業(定員5人以下)、②小規模保育事業(定員6~19人)、③居宅訪問型保育事業(保育が必要な者の家庭での保育事業)、④事業所内保育事業(自社以外に地域の子どもに開放した場合))の設備及び運営に関する基準を定めることとされました。これらの4事業について、新たに市町村の認可事業として事業類型が設けられたことにより、今後、家庭的保育事業等を行う事業者が、市町村の認可を受けて事業を実施しようとするときは、市の条例で定める基準等を遵守する必要があります。

2. 国の基準との関係

児童福祉法では、市町村が設備及び運営に関する基準を条例で定めるにあたっては、「家庭的保育事業等に従事する者及びその員数」、「家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの」については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとされています。

※従うべき基準とは

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

※参酌すべき基準とは

自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

3. 条例で定める内容

市の条例において、~~内閣府令~~^{厚生労働省令}で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容は、概ね次のとおりです。

(趣旨)、(最低基準と家庭的保育事業者等)、(一般原則)、(保育所等との連携)、(家庭的保育事業者等と非常災害)、(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)、(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技術の向上等)、(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)、(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)、(虐待等の禁止)、(懲戒に係る権限の濫用禁止)、(衛生管理等)、(食事)、(食事の提供の特例)、(利用乳幼児及び職員の健康診断)、(家庭的保育事業所等内部の規程)、(家庭的保育事業所等に備える帳簿)、(秘密保持等)、(苦情への対応)、(設備の基準)、(職員)、(保育時間)、(保育の内容)、(保護者との連絡)、(小規模保育事業の区分)、(準用)、(利用定員)、(居宅訪問型保育事業)、(居宅訪問型保育連携施設)、(利用定員の設定)、(連携施設に関する特例)、(その他、経過措置)

4. 市の考え方

家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を新たに条例で定めるにあたり、当市の実情に厚生労働省令で定める基準と異なる基準とする事情、地域の特性は特段ないと考えことから、厚生労働省令の基準(国基準)を用いて当市の基準としていく予定です。